

2月のカレンダー

日	行政情報	保健センター情報
15		腰痛・肩こり体操 午前10時～11時30分 健康相談 午後1時30分～3時30分 リハビリ相談 午後2時～4時
16	火 消費生活相談 市民相談室 午後1時～4時30分 商工会館	ツベルクリン反応 午後2時～3時20分 無料法律相談 日時 3月1日(月)午前9時～正午 場所 市民相談室 定員 6人 予約 2月25日(木)午前9時～ 秘書広報課(内線251)へ
17	水 消費生活相談 市民相談室	ヘルスセミナー 午後1時30分～3時30分 発達相談(予約制)
18	木 年金相談 市民相談室 育児相談 第4保育所	健康体操 午前9時30分～11時30分 腰痛・肩こり体操 午後1時30分～3時 福祉会館 BCG 午後2時～3時20分 ことばの相談(予約制)
19	金 育児相談 第2保育所	献血 午前10時～11時45分、午後1時～3時30分 市役所 1歳9か月健診 午後1時15分～2時45分
20	土	青空市場 2月20日(土)午前10時～正午 ▶京都中央農協東向日支店 ▶向日神社参道上がり口
21	日	無料公証相談 金銭の貸借、土地・家屋の賃貸借、 遺言などの公正証書の作成手続 2月23日(火)午前10時～午後3時 福祉会館
22	月	市議会(第1日) 午前10時～ 議場 腰痛・肩こり体操 午前10時～11時30分 発達相談(予約制) 健康相談 午後1時30分～3時30分
23	火	困りごと相談 午前10時～午後3時 福祉会館 経営専門相談 午後1時～4時30分 商工会館 育児グループ 午前10時～正午 ヘルスセミナー 午後1時30分～3時30分
24	水	消費生活相談 市民相談室 リハビリ体操 午前9時30分～11時30分
25	木	年金相談 市民相談室 育児相談 第4保育所 健康体操 午前9時30分～11時30分 あそびの広場 午前9時20分～11時 腰痛・肩こり体操 午後1時30分～3時 福祉会館 乳児後期健診 午後1時15分～2時45分
26	金	育児相談 第2保育所 ことばの相談(予約制) マタニティスクール 午後1時20分～4時
27	土	トレーニング講習会 日時 3月13日(土)午後2時～3時15分 場所 市民体育館 対象 18歳以上の男女 定員 20人 申込 2月24日(日)午前9時から受付 (ただし、午前9時の時点で20人以上の場合は、抽選を行います) ※受講料:1000円と郵送料(×2.5割)を併せてください。
28	日	固定資産税第4期の納期限は 3月1日(月)です。

- 消費生活相談は午後1時～4時■
- 年金相談は午前10時～午後4時■
- 育児相談は午前10時～午後3時■

新会員募集中

(財)乙訓労働者福祉サービスセンター
ピロティおとくに ☎957-3311

内容 福利厚生事業(宿泊施設の指定・人間ドック利用補助ほか)給付事業(各種祝金・見舞金ほか)

対象 乙訓2市1町在住在勤の中小企業の事業主及び勤労者(パートタイマー含む)

会費 (1人につき)
入会金400円・月会費800円

平成11年度交通災害共済加入受付中

平成11年度交通災害共済の受付を市役所環境対策課、市民会館、各区事務所、各コミュニティセンターで行っています。

■加入できる人
向日市に住民登録か外国人登録をしている人

■掛け金 1人年額500円

■共済期間 平成11年4月1日～平成12年3月31日

■お問い合わせ 環境対策課(内線249)

みんなで支える介護保険 シリーズ②

介護保険にかかる保険料について

保険料は、65歳以上の人と40歳～64歳の人では、金額も支払方法も違います。

○65歳以上の人(第1号被保険者)
65歳以上の高齢者(第1号被保険者)のうち、基礎年金など年金受給額が個人で年額18万円以上の方は、年金から天引きされます。
それ以外の方は、市町村から納入通知を送りますので、市の窓口や、市の指定金融機関に個別で支払っていただくことになります。
65歳以上の方の保険料は、所得に応じて市町村ごとに決まります。
国の定めるガイドラインに沿って、市が、市の介護サービスの水準に見合った介護保険事業計画を作成し、基準額を設定します。
保険料は、所得に応じて5段階に分けられます。これは、所得の少ない人の負担を軽減し、所得の多い人には負担能力に応じた保険料をご負担いただきます。
なお、保険料は3年に1回見直すことになっています。

■保険料設定の所得段階別表(案)

段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額×0.5
第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75
第3段階	世帯住民税課税・本人非課税	基準額
第4段階	本人住民税課税(一定所得未満)	基準額×1.25
第5段階	本人住民税課税(一定所得以上)	基準額×1.50

○40歳～64歳の人(第2号被保険者)
40歳～64歳の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法に基づいて決まり、現在支払っている医療保険料と一括して支払っていただきます。
◆健康保険・船員保険・共済組合に加入している場合
医療保険の保険料と一緒に給料から天引きになります。保険料は、医療保険と同じで給料に応じて、高くなったり低くなったりします。
保険料は、事業主と折半で負担しあうことになっていますので、実際には算定された金額の半分が給料から天引きされます。
◆国民健康保険に加入している場合
国民健康保険料と合わせて支払うことになります。

■お問い合わせ 高齢者福祉課(内線370)

介護保険制度は平成12年4月1日から導入されます。

- ▷大地に地雷はにわかない～対人地雷禁止をうったえる
- ▷クリス・ムーンと子どもたち～ 今関信子作 PHP
- ▷現代物理学の世界～フロンティアを拓いた人びと～ 久保謙一作 岩波書店
- ▷キッドナップ・ツアー 角田光代作 理論社
- ▷トチノキ村の雑貨屋さん 茂市久美子作 あすなろ書房
- ▷父の像 吉本隆明作 筑摩書房
- ▷時計はとまらない P・ブルマン作 借成社
- ▷ぼくの小さな村ぼくの大すきな人たち J・シェイクリー作 くもん出版
- ▷ゆきのあそぼーい いいだよしひこ作 ベップヒロミ絵 海鳥社

新着図書のご案内

向日市立図書館 ☎931-1181
児童向け図書

- ▷木ぼりのオオカミ 荻野茂作 斎藤博之絵 小峰書店
- ▷森の大きな女の子 E・ハスラー作 R・ゼーリッヒ絵 セーラー出版
- ▷しあわせの3つのおしえ E・C・クラーク作 評論社
- ▷うさぎのだいじなみつけもの C・ゾロトウ作 H・クレイグ絵 ほるぷ出版